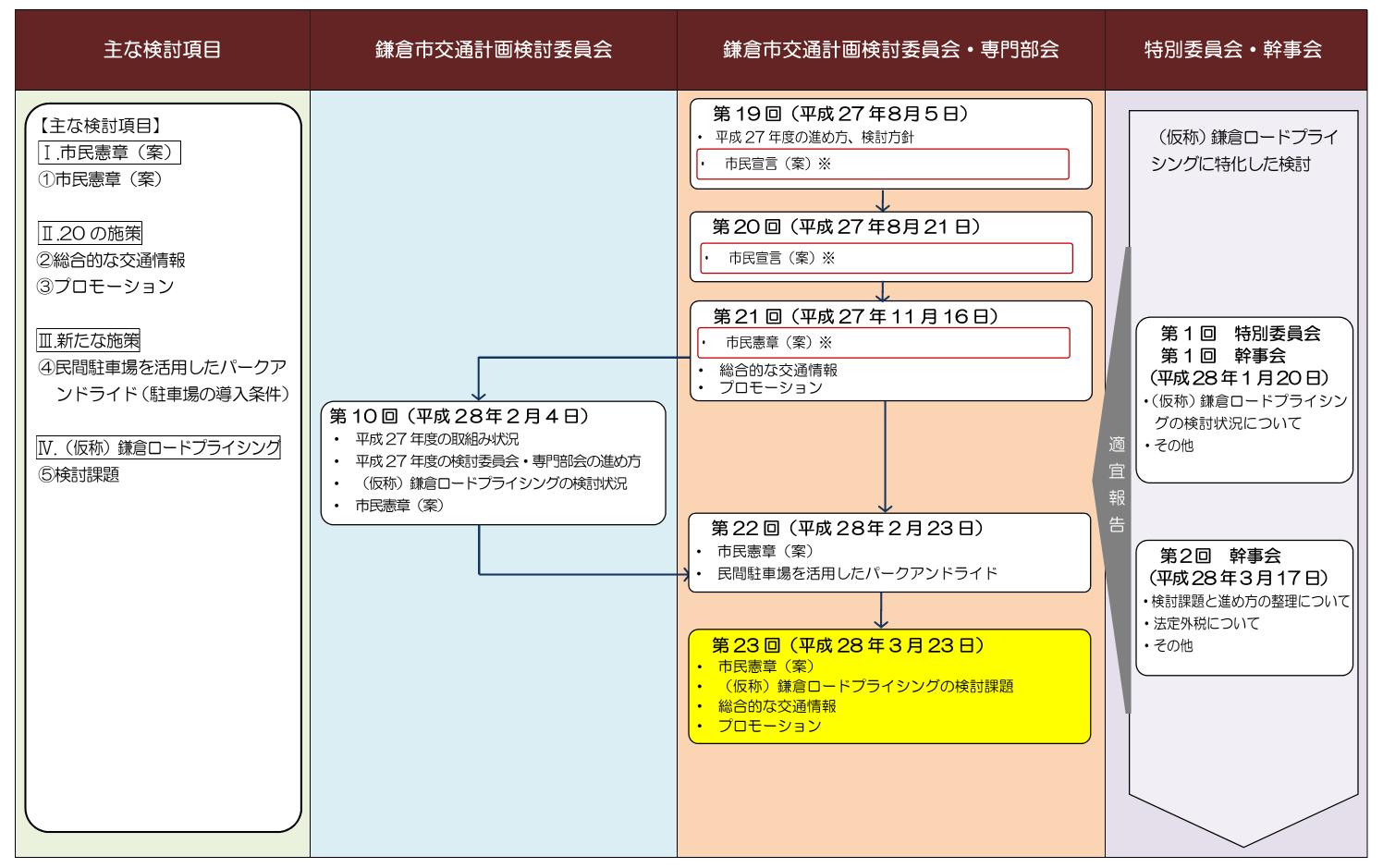
# 鎌倉市交通計画検討委員会専門部会

# 【第23回】

(目次)	
1. 平成27年度の取組み状況	1
2. 市民憲章 (案) について	2
3. (仮称) 鎌倉ロードプライシングについて	3
1)本日の論点	3
2) 古都鎌倉の境界(課金対象エリア)について	4
3)(仮称)鎌倉ロードプライシングの名称について	8
4. 総合的な交通情報とプロモーションについて	9

# 1. 平成27年度の取組み状況



# 2. 市民憲章(案)について

### 第22回専門部会の意見を踏まえ修正した案について確認します。

### 【第22回専門部会の主な意見】

♠:委員からの発言、◆:部会長の発言

### ◆ネーミング

- ▲文章中に「古都」を多く使っているので「古都鎌倉交通市民憲章」で良い。
- ♠この憲章は古都鎌倉の交通問題に全市民で取り組む意思を表明するものであり、「古都鎌倉」、「交通」、「市民」はいずれも大切な意義のある文言である。
- ♠「市民」を除いた「古都鎌倉交通憲章」の方が分かりやすい。
- ♠「市民」を除くと、交通問題に係わりのある限定的な人に訴えているように受け取られる。 全市民で取り組む憲章なので「市民」が必要。
- ♠「市民」は優しく観光客をもてなし、心を一つにして交通問題に取組んでいるという意味で「市民」が入っていた方が良い。
- ♠「市民」をつけた方が良い部分もあるし、市民憲章との区別で交通分野に特定した憲章(交通憲章)にすることも一理ある。
- ◆現時点では「市民」がついているので当面はこの案で進め、今後の議論の中で、「市民」 がない方が良い意見が強くなれば「市民」を除く。

### ◆本文

- ①「私たちの快適な生活環境に支障をきたすとともに、移動の自由が奪われている状況」について
  - ◆私たちは、観光客を受け入れて大事にしなければならないので「奪われている」とい う言葉は厳しい。
  - ♠移動手段の選択の自由まで奪われているとは言い難いので、この部分は削除する。
  - ♠住民の快適な生活環境に支障がある事実だけを示せば良い。
  - ◆「生活環境の維持に支障をきたしている」に修正する。

## ②目標の強調について

- ♠「~めざします」、「~つくります」を適宜混ぜた表記にした方が良い。
- ♠目標の強調は、別紙を作らずに本文に入れた方が良い。
- ♠「市民みんなでつくります」と宣言した方が良い。
- ♠憲章は大きな方向性を訴えるものなので、「~つくります」の方が市民の覚悟が伝わると思う。
- ◆別紙を作らずに「~つくります」を目標の巻末につける。

本文 赤文字:修正個所

【古都鎌倉 交通市民憲章 専門部会(案)】

# 古都鎌倉 交通市民憲章(案)

わたくしたちは、先人から受け継いだかけがえのない古都 鎌倉の歴史的遺産や風土を、次代に継承すべく努めてきまし た。同時に、悪化する交通環境とも闘ってきました。

特に、古都鎌倉は鎌倉時代からの都市構造を今に残しており、自然的・歴史的環境の保全と道路整備の両立が難しい状態にあります。休日を中心に来訪車両が集中し、わたくしたちの快適な生活環境の維持に支障をきたしている状況です。

古都鎌倉の歴史的遺産や風土を活かした世界に誇れるまちづくりを進めるために、徒歩と公共交通を中心とした交通環境をめざし、ここに「古都鎌倉 交通市民憲章」を定めます。

- 1 **わたくしたちは**「公共交通が利用しやすく、歩いて楽しい、賑わいと活力のあるまち」**をつくります**
- 1 わたくしたちは「子供や高齢者にやさしい、安全・安心 なまち」をつくります
- 1 わたくしたちは「市民と来訪者が共存でき、楽しく触れ合えるまち」をつくります

このまちづくりに向けては、わたくしたち自らが過度な自動車利用を控えるとともに、古都鎌倉の交通に関わりのある多くの人たちの理解を得て、ともに手を携えて進めます。

鎌倉市

## 3. (仮称) 鎌倉ロードプライシングについて

## 1)本日の論点

● (仮称)鎌倉ロードプライシングの検討課題について、法的な根拠等は特別委員会で議論を進めています。その中で、課金対象を次のように説明しています。

交通渋滞を解消し古都鎌倉の快適な生活環境を維持するために、流入する自動車利用の抑制を促すものであり、道路の通行に対し課金するのではなく、**古都鎌倉\*に流入する自動車に対し課金する**。

● 課金対象エリアに関するこれまでの議論では「国道 134 号を除く鎌倉地域」と定めていますが、鎌倉地域(古都鎌倉)の明確な区域を定めていないことから、区域の明確化と目的に合った名称に変更することが必要です。そこで、本日は以下の点について議論します。

# その1)古都鎌倉の境界(課金対象エリア)について

今後、(仮称)鎌倉ロードプライシングの関係者と合意形成を進める上で、古都鎌倉の境界について、字界や道路で囲まれた明確な地域を示すことが必要です。そこで、以下の視点を踏まえ古都鎌倉の境界について議論します。

- 〇(休日に)自動車利用の流入を抑制し、快適な生活環境を維持すべき地域はどこか
- ○(休日に)自動車の利用を許容する古都鎌倉の日常生活圏はどこか

# その2)(仮称)鎌倉ロードプライシングの名称について

道路の利用者に課金するのではないことから、「ロードプライシング」の名称は適切でないと考えています。 〇どのような名称が適切か

※)「古都鎌倉 交通市民憲章」(案)との関係性を高めるため、今後「鎌倉地域」を「古都鎌倉」とします。

# 2) 古都鎌倉の境界(課金対象エリア)について

● 古都鎌倉の境界に関連が深い地域として、古都保存法の「歴史的風土保存区域」があります。但し、この区域は、字界や道路等の境界でない地区を一部含むことや、車での利用が想定されない切通し等を含むことから、この区域を基本に、以下の視点から古都鎌倉の行政界や道路で区切られる明確な境界を検討します。

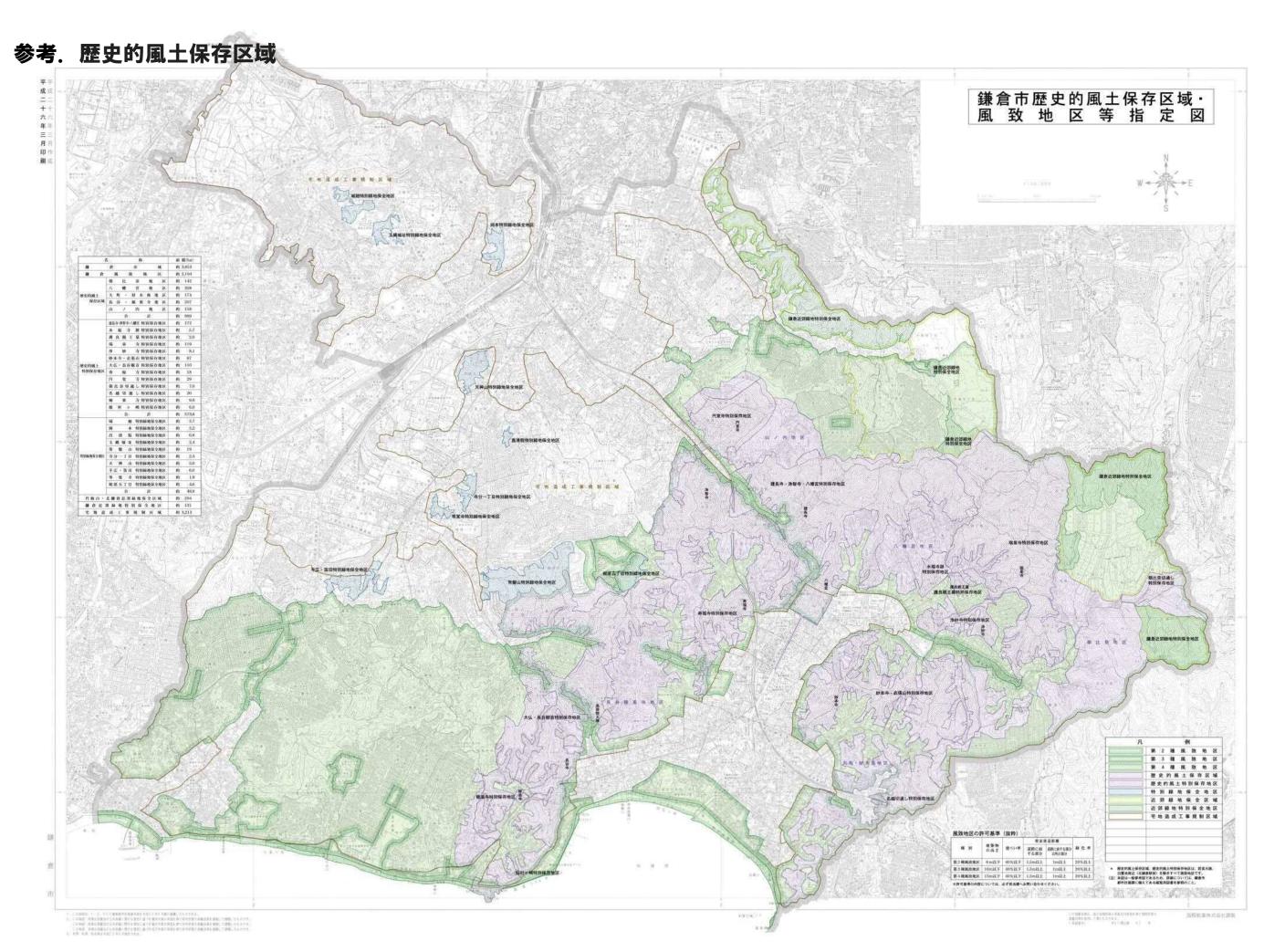
論点	視点	考え方
(休日に)自動車利用の	① 古都鎌	古都鎌倉の交通渋滞は、八幡宮前交差点や下馬交差点等の若宮大路を中心とした放射状
流入を抑制し、快適な生	倉の交通	の道路に自動車が集中することで発生するため、古都鎌倉の中心部に流入する自動車交
活環境を維持すべき地域	渋滞の発	通を抑制することが必要です。このため、慢性的に交通渋滞が発生する交差点を内包す
はどこか	生状況	る地域を検討します。
		一方で、「歴史的風土保存区域」の中には、中心部とつながっていない道路もあること
		から、こうした道路を通行する車両が課金されないように配慮します。
	②来訪者が集	古都鎌倉の主要な観光施設間を自動車で移動する場合にその都度課金されないように、
	まる主要な	主要な観光施設を内包する地域を検討します。
	観光施設	主要な観光施設は、鎌倉市観光協会が発行する観光マップのハイキングコースと散策コ
		ースに設定されている観光施設や鎌倉市の観光事情 (平成 27 年度) の来訪者アンケー
		トによる来訪施設とします。
(休日に)自動車の利用	③市民の	休日の古都鎌倉の日常生活に影響を与えないように、古都鎌倉の日常生活圏を内包す
を許容する古都鎌倉の日	日常交通	る地域を検討します。
常生活圏はどこか	へ配慮す	地域の縁辺部(稲村ガ崎、極楽寺、十二所等)の市民が、休日日常的に古都鎌倉を利
	る	用しているかを把握する必要があります。

# 歴史的風土保全区域を含む地域を基に中心部とつながっていない道路を除き行政界や道路で引き直した地域



※2:鎌倉市の観光事情[平成27年度版]来訪者アンケート

73日)を超える方向が1ヶ所以上の交差点]



## 参考.VICS データによる特異日の渋滞状況(2015年1月11日 13時~13時 55分)



# 3) (仮称) 鎌倉ロードプライシングの名称について

● 古都鎌倉の快適な生活環境を維持するため、流入する自動車を抑制する施策として、どのような名称がふさわしいか議論します。⇒○○○プライシング

# 参考.法定外税の名称と概要

名称	実施主体	内容
歴史と文化の環境税	福岡県太宰府市	歴史的文化遺産及び観光資源等の保全と整備を図り、環境にやさしい「歴史とみどり
		豊かな文化のまち」を創造するため、太宰府市内にある一時有料駐車場の利用者に一
		定の負担を求める法定外普通税
		(太宰府市ホームページより)
乗鞍環境保全税	岐阜県乗鞍市	乗鞍地域の環境保全に係る施策に要する費用に充てるため、乗鞍鶴ヶ池駐車場へ自動
		車を運転して自ら入り込む行為、又は他人を入り込ませる行為の課税
		(乗鞍市ホームページ)
空港連絡橋利用税	大阪府泉佐野市	空港関連施策は関空連絡橋の利用者の方々にも一定の受益があると考え、関空橋税
		(法定外普通税)を導入し、利用者の方々にご負担をお願いすることとした
		(大阪府泉佐野市ホームページ)

# 4. 総合的な交通情報とプロモーションについて

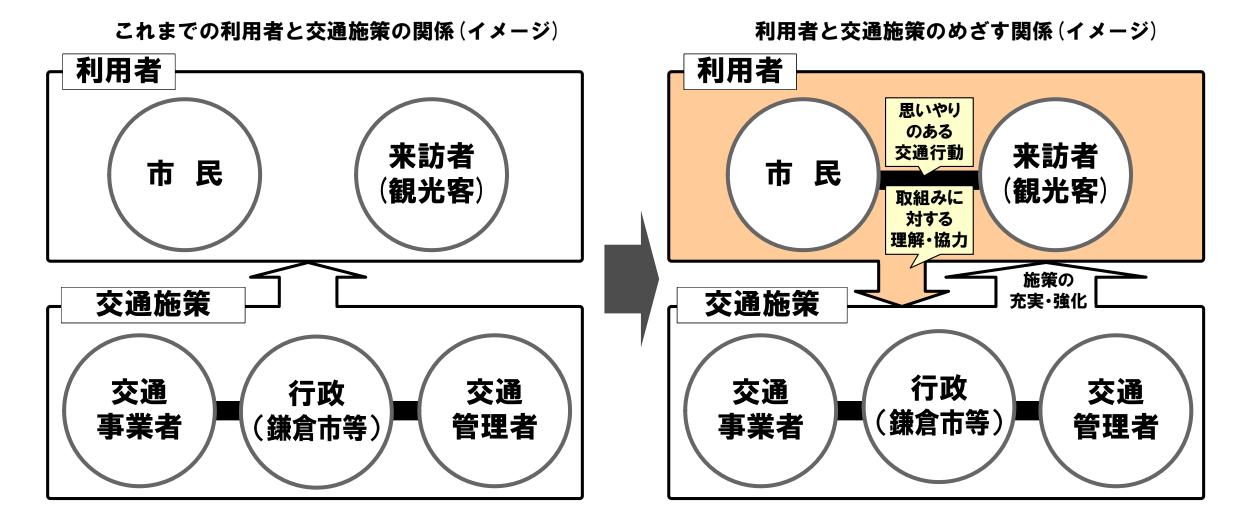
- 総合的な交通情報の提供とプロモーションの強化により、市民は来訪者をもてなし、来訪者は市民生活の維持に配慮する、おもいやりのある 交通行動を促すとともに、利用者の交通施策に関する理解・協力を深めます。
- そのためには、市民と来訪者、行政等の交流を促すイベントを継続的に行うことや、交通行動の変化を促す情報提供が重要だと考えています。
- 本日は、以下の点について議論します。

### ①市民と来訪者の思いやりのある交通行動を促すために、どのような情報提供が必要か

- ・これまでの専門部会で「交通渋滞予報士」等の提案があり、来訪者が家を出る前やリアルタイムに受け取れる交通渋滞の情報提供が必要(※次頁参照)
- 主要な道路でのライブ映像の提供
- ・スマートフォン等を活用した専用のアプリケーション 等(11 頁参考を参照)
- SNS(フェイスブックやツイッター等)を活用した交通情報の提供等(12頁参考を参照)

## ②鎌倉市の取組みへの関心を高め理解・協力を促すために、どのようなイベントを定期的に行えば良いか

- 来訪者が多く訪れるイベントや祭事等に、鎌倉市の取組みをアピールするブース等を設置
- シンポジウムの開催 等



## ※)交通情報の提供の法規制

## 《道路交通法》

## (交通情報の提供)

第百九条の二 公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、車両の運転者に対し、車両の通行に必要な情報(以下この条及び次条において「交通情報」という。)を提供するように努めなければならない。

- 2 公安委員会は、内閣府令で定める者に交通情報の提供に係る事務を委託することができる。
- 3 国家公安委員会は、交通情報を提供する事業を行う者が正確かつ適切に交通情報を提供することができるようにするため、交通情報の提供に関する指針を作成し、これを公表するものとする。
- 4 交通情報を提供する事業(公安委員会及び第二項の規定による委託を受けた者が行うもの並びに道路法による道路の管理者が<u>道路の維持、修繕その他の管理のため行うものを除く。</u>次条第一項において同じ。)を行う者は、前項の交通情報の提供に関する指針に従い正確かつ適切に交通情報を提供することにより、道路における危険の防止その他交通の安全と円滑に資するように配慮しなければならない。

(昭四六法九八・追加、平九法四一・平一一法一六〇・平一三法五一・一部改正)

- 第百九条の三 交通情報を提供する事業であつて次の各号のいずれかに該当するもの(以下この条において「特定交通情報提供事業」という。) を行おうとする者は、内閣府令で定めるところにより、氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、交通情報の収集及び提供の方法その他内閣府令で定める事項を国家公安委員会に届け出なければならない。その者が届出をした事項を変更するときも、同様とする。
  - 一 道路における交通の混雑の状態を予測する事業
  - 二 目的地に到達するまでに要する時間を予測する事業



## 参考. 総合的な交通情報【SNSを用いた様々な情報発信】

SNS:ソーシャルネットワークサービスの略であり、人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型のWebサイトおよびネットサービス。フェイスブックやツイッター等。

